

若者と浜田のかかわりづくり交流会企画運営業務委託仕様書

1 業務名称

若者と浜田のかかわりづくり交流会企画運営業務

2 業務の目的

本委託業務は、都市部在住で浜田に関心のある若者を対象に事業を展開し、浜田に関わりのある人同士のつながりを構築し、新たなコミュニティ創出と浜田への関心を高めてもらうことを目的とする。

また、既に浜田の関係人口である浜田応援団と関わることで、若者等が浜田との関わり方を考えるきっかけを創出し、新たな関係人口の獲得・充実を図ることを目的とする。

本業務においては、これらの点に十分留意しながら、若者と浜田のかかわりづくり交流会の実施に向けて、企画・運営に関する業務を提案することとする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務に要する費用（事業費限度額）

2,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 業務内容

(1) 交流会の企画・運営（会場・設備等の手配等含む）

① 内容

都市部在住の若者※1 同士の繋がりを構築するとともに、浜田との結びつきを維持するためのものとなること。また、浜田の関係人口である浜田応援団の活動を知ってもらい、自分なりの浜田との関わり方を考え、浜田と関わる活動をしたいと思えるような内容とすること。

- ・東京、関西圏の会場で各1回以上行うこととし、企画から運営までを受託事業者で行うものとする。詳細な時期については、市と協議のうえ決定する。
- ・交流会の参加をきっかけに交流会以外でも浜田と関わる活動をする者が増えるよう工夫を行うこと。
- ・若者と浜田応援団が直接交流して相互に理解を深めることができる時間を設けること
- ・浜田応援団員の活動を若者に紹介する時間を設けること。

② 参加人数・対象者等

- ・実施地域ごとに 40 名程度の若者の募集を行うこと。
- ・浜田応援団員の募集(10 名程度)は受託者と相談の上、市が行うものとする。

③ その他

- ・参加する若者へは浜っ子 LINE クラブへの登録をお願いすること。
- ・本イベントの内容や運営について参加者へアンケートを実施すること。アンケートの設問項目や実施方法等については、市と協議すること。
- ・市が今後の関係人口創出の取組で使用することを目的とした、当日の様子を撮影した静止画を成果品として提出すること。その際、肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、必要な権利処理を行うこと。

※1「若者」とは高校卒業～39 歳以下で浜田出身者または浜田に興味・関心のあ
るものをイメージしている。

(2) イベントの PR

参加者募集のチラシの作成、配布を行うとともに、WEB や SNS 等を活用し、広く PR
を行うことで募集人員の確保に努めること。なお、PR に用いる媒体や想定するチ
ラシの配布先等について企画提案書に明示すること。

(3) 報告書の取りまとめ

上記(1)～(2)について、報告書として取りまとめる。

6 資料等の貸与

当該業務を実施するにあたり、市が所有する資料が必要となる場合、協議の上、随
時貸与する。

7 成果品の提出

各回終了後 1 か月以内または令和 8 年 3 月 31 日までのいずれか早い日までにデー
タ及び紙媒体にて実績報告書及び参加者名簿を提出し、業務終了後には「5 業務内容」全
体を通した実績報告書を、次の形式により市に提出すること。提出時には、市の担当者
に対し、内容の説明を行うこと。

○紙 媒 体 2 部

○電子媒体 電子媒体一式

○提出先 浜田市定住関係人口推進課関係人口係

8 その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、市担当職員及び関係機関と適宜協議を行い、

十分に調整して行うこと。

- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。
- (4) 市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了後速やかに市に返還しなければならない。
- (5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (7) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。